

(別表1)

補助事業	対象経費	申請毎の補助上限額	年度ごとの交付可能回数
(1) 販路拡大事業	ア 物産展等出展 旅費、施設借上料、装飾料、輸送費及び広告宣伝費、主に県外へ向けて情報発信がされるインターネット上での物産展等への出展に要する参加費等（常時開設されているECモール等を除く）	3万円 目的地までの距離が600kmを超える場合は5万円※最短距離での計測による	2回
	イ 商談会等出展 参加費、旅費、施設借上料、装飾料、輸送費及び広告宣伝費等	5万円 目的地までの距離が600kmを超える場合は8万円※最短距離での計測による	
	ウ 海外展示会等出展 参加費、旅費、施設借上料、装飾料、輸送費及び広告宣伝費等	10万円 欧米圏の場合は20万円	
(2) 広告宣伝・デジタルマーケティング事業	ア デジタルマーケティング ECサイトの構築にかかる委託料、モール型ECサイトへの初期登録料、Web受発注システム（ソフトウェア）の導入経費（購入・設定費）など ※保守・サポート経費は、ソフトウェア導入費に含まれているものは対象とするが、別途経費が必要なものは対象外とする。 ※月額支払方式等のソフトウェアの場合は、1年分まで対象。	5万円	1回
	イ 広告宣伝・PR 販路開拓等のための事業及び会社パンフレットのデザイン料、印刷製本費、デジタルパンフレットの作成に要する経費等 ・イベント等一時的に使用するものは対象外 新規の自社ホームページ等の開設又はリニューアルに要する経費（通信経費や維持管理経費を除く）	5万円	
(3) 新商品等開発事業	新商品等開発 専門家謝金、委託料、原材料費、旅費等の経費（開発・試作等に係る経費のみを補助対象とし、販売を行う商品の原材料費等を除く）。	10万円	1回

(別表1)

補助事業	対象経費	申請毎の補助上限額	年度ごとの交付可能回数
(4) 空き店舗活用事業	<p>店舗などの建物に係る工事等で、内・外装工事、空調設備、電気設備、冷暖房工事、上下水道工事など、事業所の開設に必要な設備費。 作業機械、工作機械、パソコン、プリンター、エアコン、ファックス、コピー、業務用冷蔵庫、厨房機器、車両など、事業に必要な機械器具、備品類 建物以外に係る工事等で、外構工事、駐車場などの舗装工事、看板設置費など事業に必要な構築物費等。</p>	<p>10万円 ※別表2に示す範囲に所在する建物及びその付属施設の場合、 20万円</p>	1回
(5) 雇用課題DX促進事業	<p>ア 生産性・雇用力向上DX活用 生産性向上による人材不足対策を図る、また雇用・採用力の向上を図るITツールの導入費等(ただし、パソコンやモニター等の汎用性の高い機器を除く)</p>	10万円	1回
	<p>イ デジタル人材確保 期間限定のリクルートに関するパンフレット、ホームページ作成、企業説明会等への参加など求人活動に要する経費(人材紹介料や情報掲載料等は除く)</p>	3万円	1回
(6) 人材確保対策事業	<p>ア 求人雇用強化 人材確保・求人活動の機能強化に係る経費 (専門家派遣、人材紹介サービスの利用料など)</p>	5万円	1回
	<p>イ 企業PR等取組 求人活動に係る経費 (企業説明会への参加費、インターンシップの実施に係る経費等)</p>	3万円	1回